

可燃性の蒸気が滞留するおそれのある範囲について

爆発又は燃焼をするのに必要な量の可燃性ガスが空気と混合して危険性雰囲気を生成するおそれのある危険場所の範囲等については、次によること。

1 製造所及び一般取扱所

製造所及び一般取扱所の危険場所の範囲については、機器等の種類により次の（１）から（４）によること。

（１）危険物を取り扱う設備等

ア 適用範囲

次に掲げるもの（以下「取扱い機器等」という。）で移動性のないものについて適用する。

（ア）安全弁

（イ）ポンプ（機構上シールが完全なもの。）

（ウ）容器及び取扱タンク等（いずれも開口部はあるが、当該開口部にふた等が設けられているもので、常時開口しないものについて適用する。全溶接等により密封されているものについては、危険雰囲気を生じないものとみなす。）

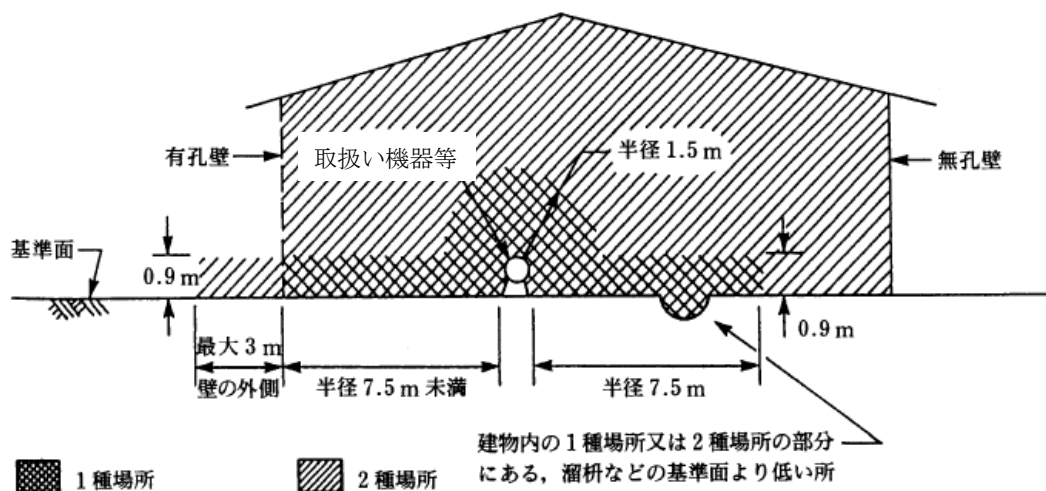
イ 危険場所の範囲

（ア）０種場所及び１種場所を有しない室であって、可燃性蒸気の排出設備の全体方式により有効な排気を行う場合は、室全体を危険場所に該当しないものと見なすことができる。

（イ）屋内であっても実態上屋外とみなされる場合（壁体のうち３方が開放されている等、自然通風等によって、有効に可燃性蒸気が排出されると認められる場合をいう。以下同じ。）は、危険場所に該当しないものとみなすことができる。

（ウ）０種場所及び１種場所を有する室のうち、換気が十分でない場合の取扱い機器等の危険場所の範囲については、次の例による。

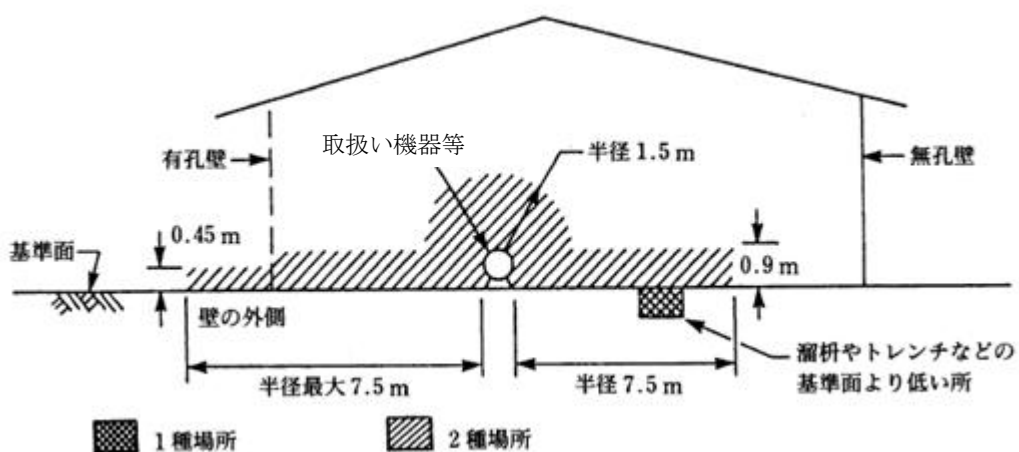
【換気が十分でない場合の取扱い機器等の危険場所の範囲の例】



(エ) 室が広く、天井面までの高さが高い場合で、危険源の位置が限定され危険雰囲気生成量が小さいと認められ、有効な可燃性蒸気の排出設備が設置される時は、危険場所の範囲を一部に限定することができる。

なお、この場合、爆発性雰囲気希釈する上では局所の自動強制排出設備により処置すること。

【危険場所の範囲を一部に限定する場合の例】



(2) 詰替装置等

ア 適用範囲

次に掲げるもの（以下「詰替装置等」という。）で、移動性のないものについて適用する。

(ア) 詰替装置

(イ) 容器及び取扱タンク等（常時開放のもの及びふた付のもので、日常の作業において開口するものについて適用する。）

(ウ) ポンプ（機構上シールが不完全なもの。）

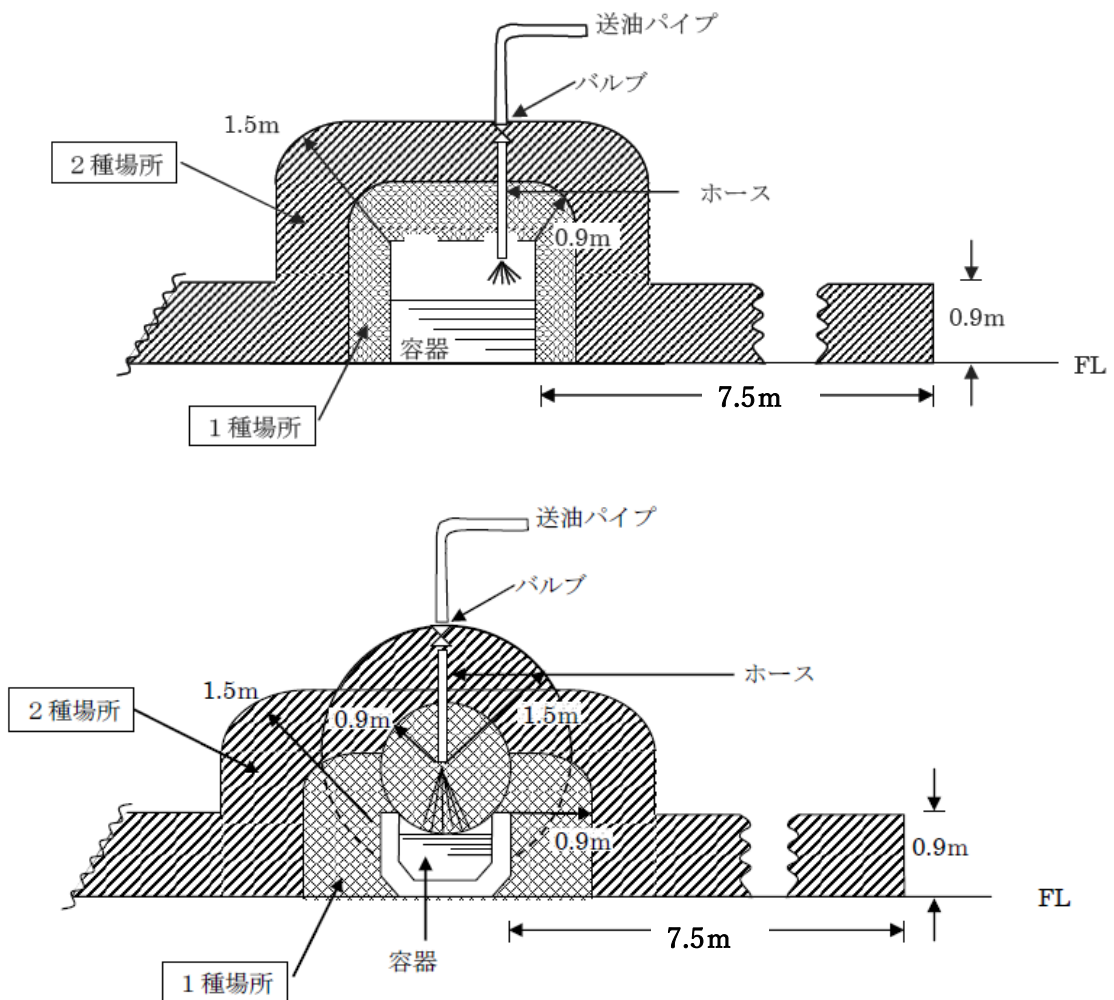
(エ) ロール

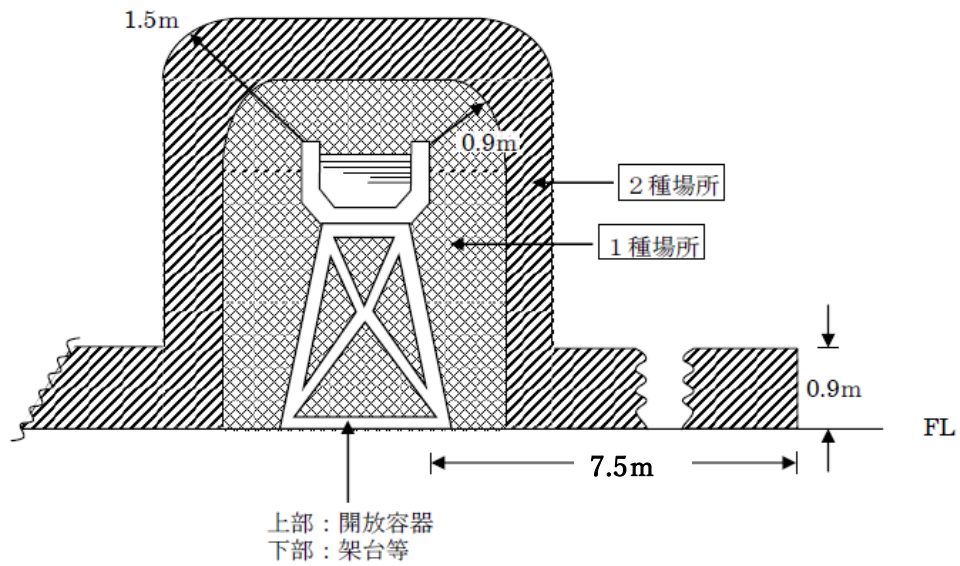
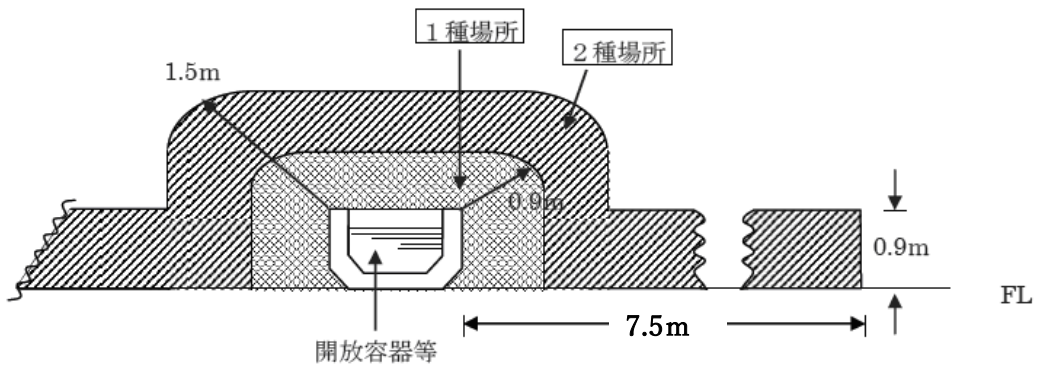
(オ) その他（ア）から（エ）に類するもの

イ 危険場所の範囲

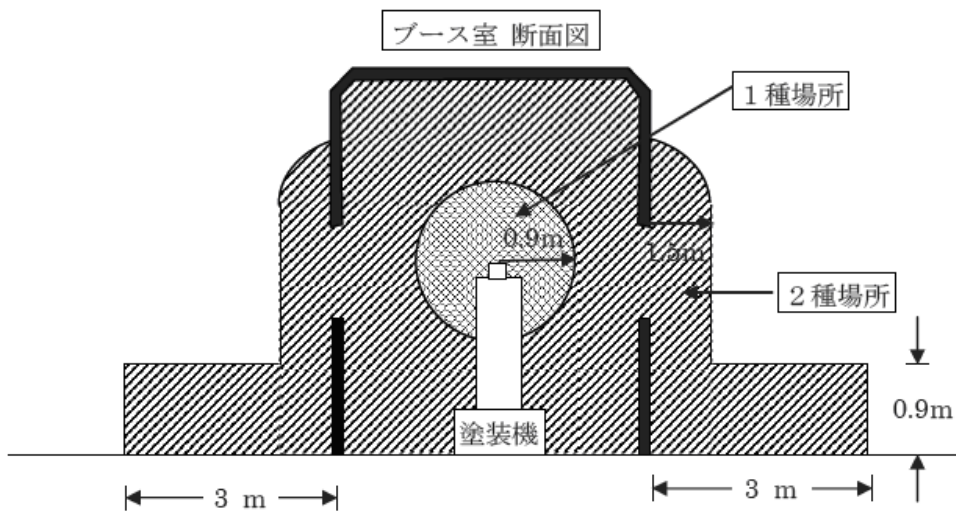
(ア) 屋内

可燃性蒸気の排気設備が局所方式により有効な排出を行う場合の危険場所の範囲は、その形態により次の例による。





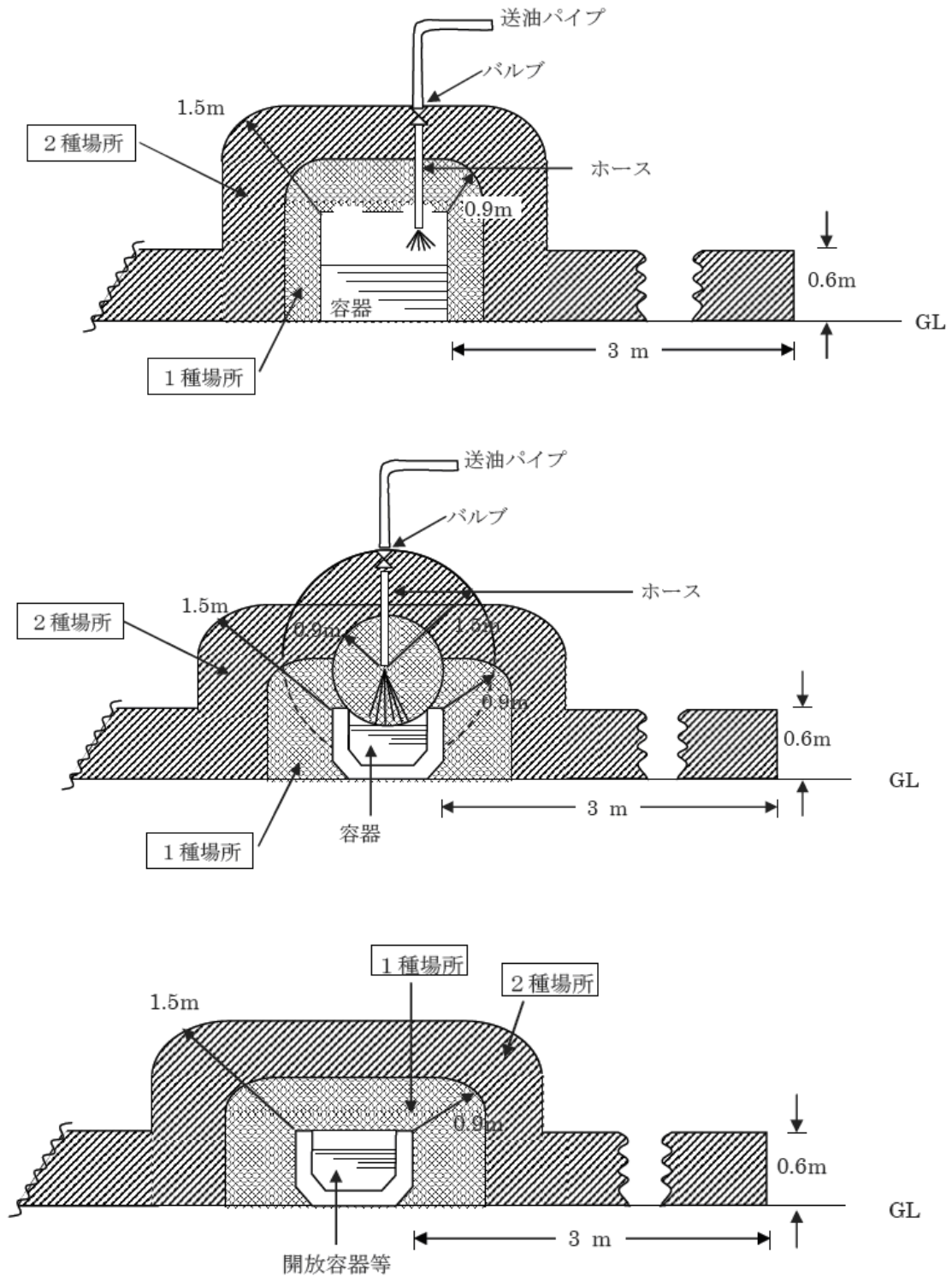
【塗装ブース内危険場所範囲（ブース内局所排気付）】

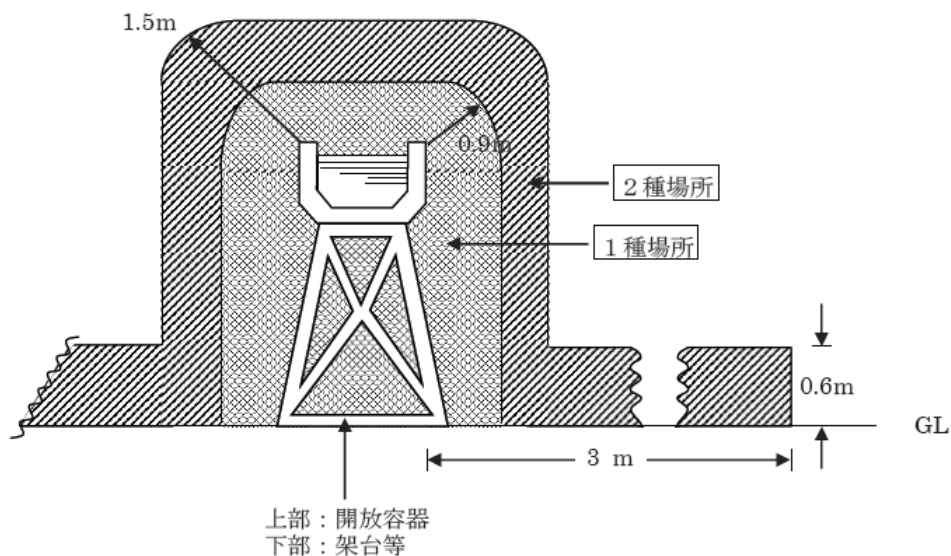


(イ) 屋外

危険物の取扱形態により、次の例による。

なお、屋内であっても実態上屋外とみなされる場合は、次の例による
ことができる。





(3) 安全弁等

ア 適用範囲

加圧されるタンク、配管等の安全弁（異常な圧力が加わった場合に、当該タンク等の損傷を防止するために作動するものをいう。）及びこれらに類するもの（以下「安全弁等」という。）で、移動性のないものについて適用する。

イ 危険場所の範囲

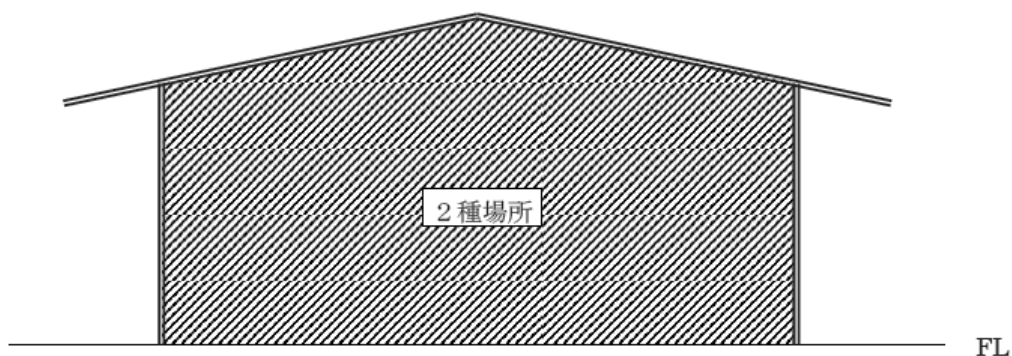
安全弁等については、可燃性蒸気が放出され、危険雰囲気を生ずるおそれのあるところを2種場所とし、その範囲については実態に応じ規制する。

(4) 移動性のある機器等

上記（1）から（3）に掲げるもので、移動性のものがある場合は、移動範囲内の全てに当該機器等があるものとみなし、それぞれの例を準用する。

2 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所の危険場所の範囲は、次の例による。

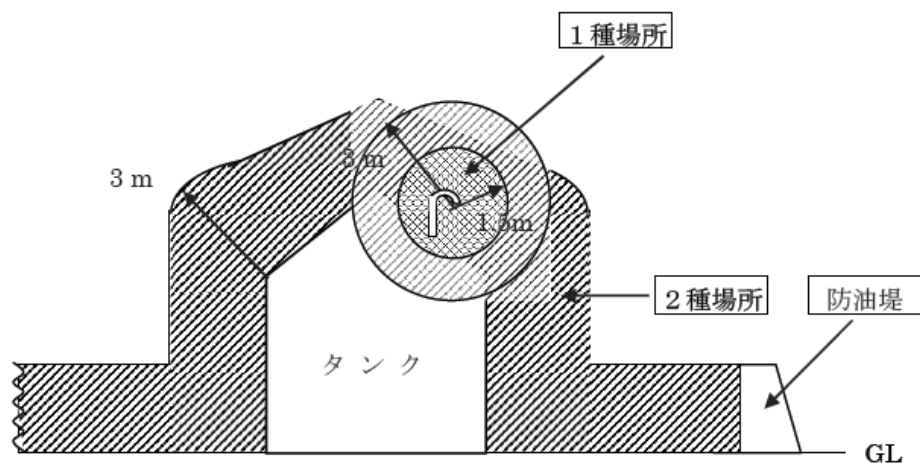


3 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所の危険場所の範囲については、屋根の構造により次の(1)又は(2)によること。

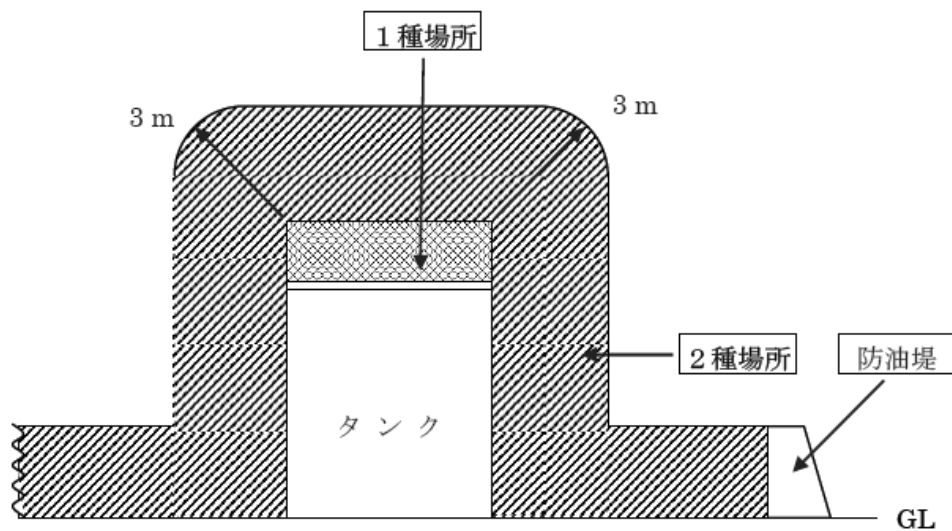
(1) 固定屋根式タンク

固定屋根式タンクの危険場所の範囲は、次の例による。



(2) 浮屋根式タンク

浮屋根式タンクの危険場所の範囲は、次の例による。



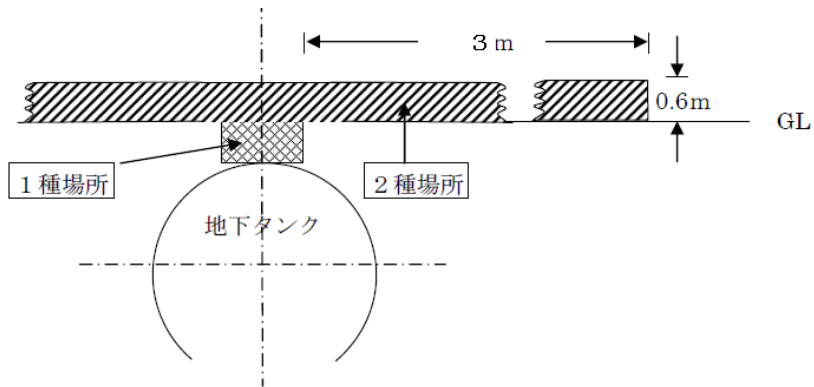
(3) ポンプ室の危険場所の範囲は、室内のすべてを2種場所とする。

4 地下タンク貯蔵所

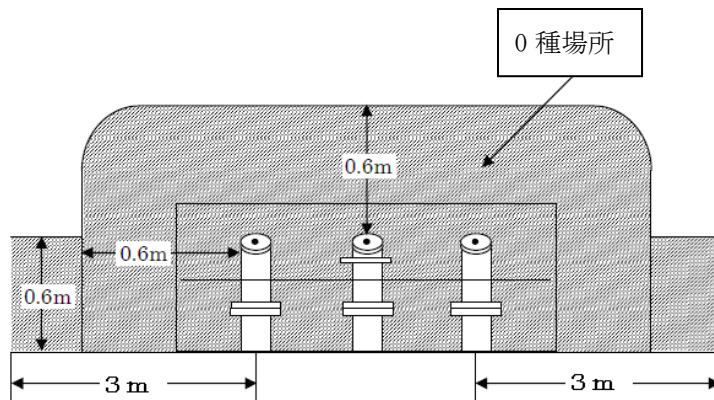
地下タンク貯蔵所の危険場所の範囲については、次の(1)及び(2)によること。

(1) 計量口及び注入口

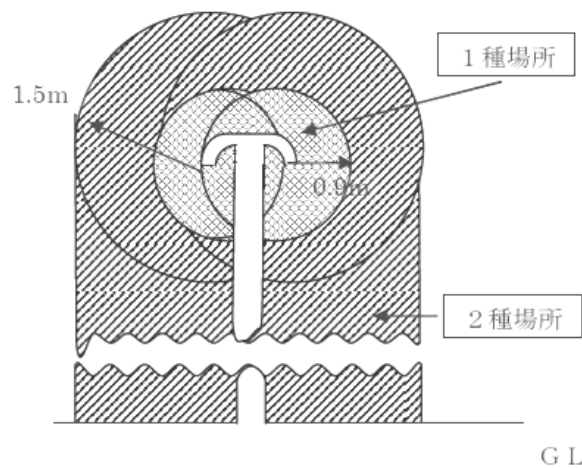
【計量口（マンホール部分）からの危険場所の範囲】



【注入口付近の危険場所の範囲】

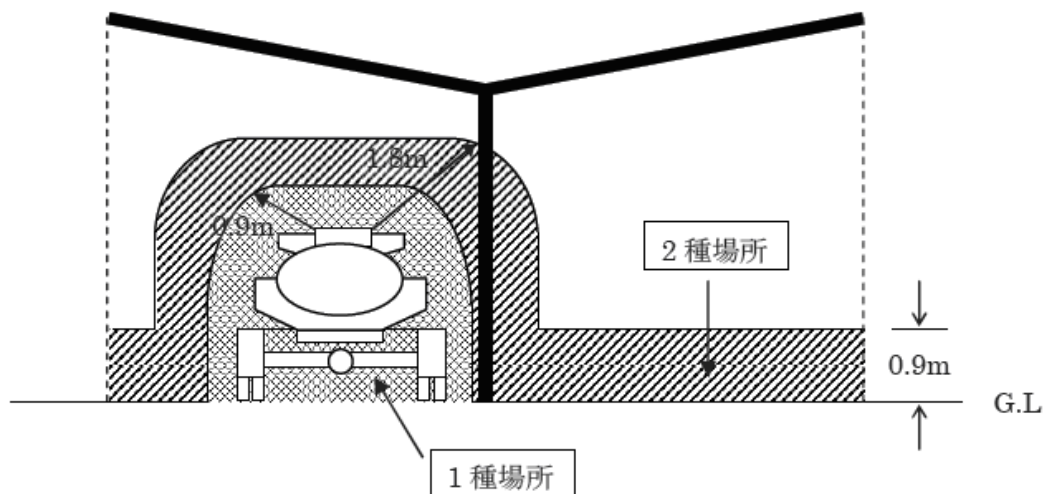


(2) 通気管



5 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所の常置場所における危険場所の範囲は、次の例による。



6 給油取扱所

給油取扱所における危険場所の範囲については、機器等の種類により次によること。

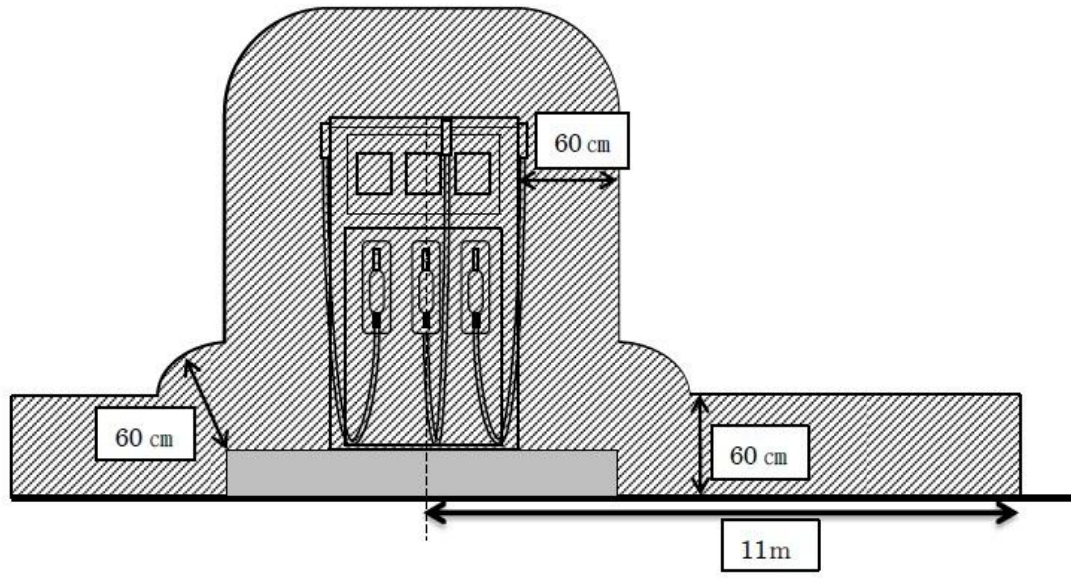
ただし、屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）については、敷地の範囲が危険場所となること。

(1) 固定給油設備（可燃性蒸気流入防止構造を設けていない場合）

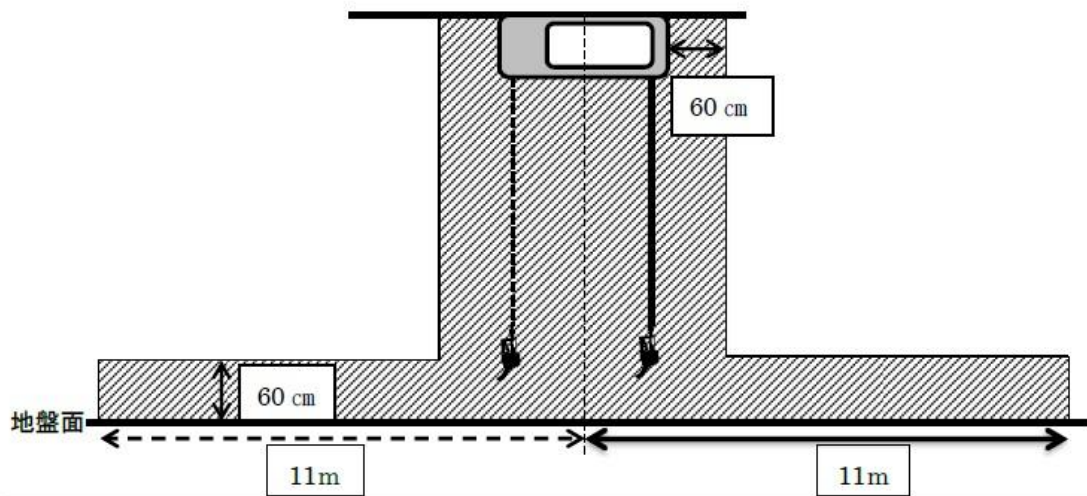
ア 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲

イ 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲

【懸垂式以外の固定給油設備周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



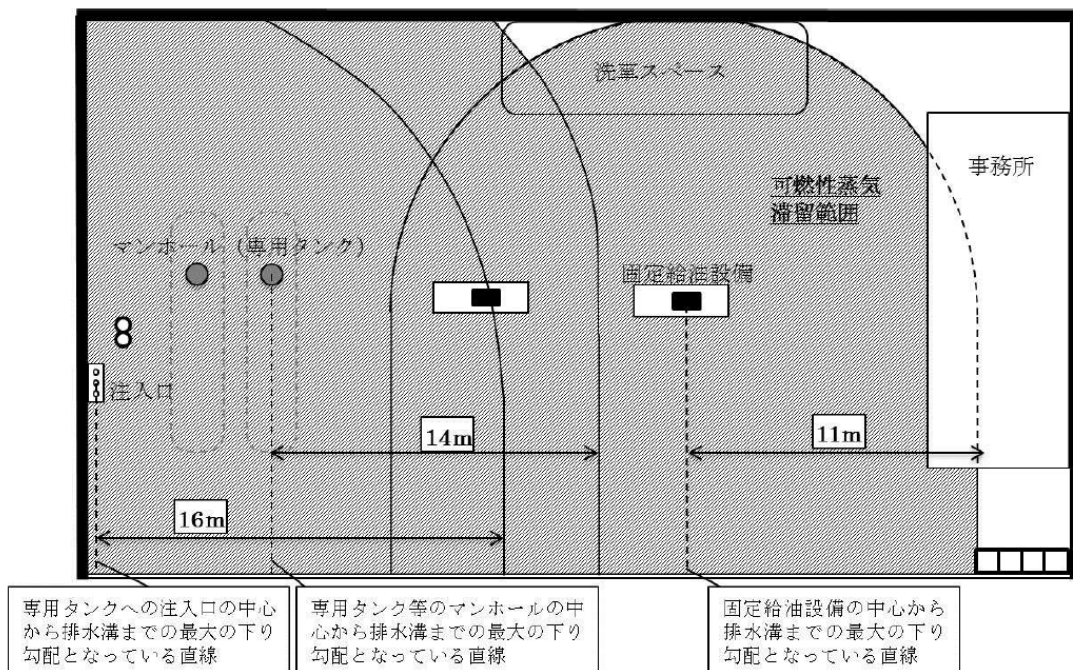
【懸垂式の固定給油設備周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



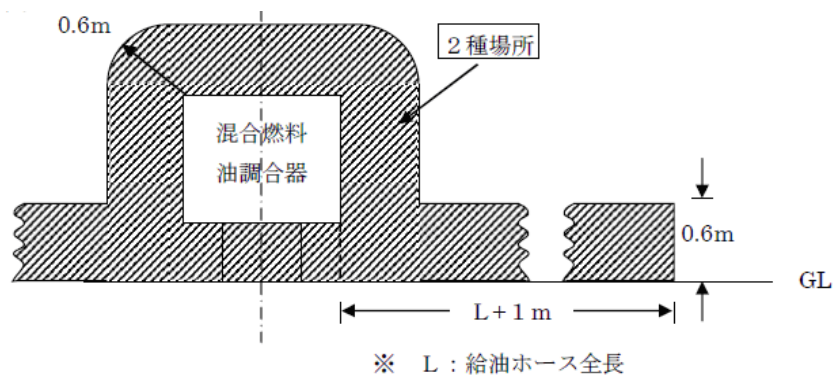
- (2) 危険場所固定給油設備等に可燃性蒸気流入防止構造を設ける場合については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（平成 13 年 3 月 30 日付け消防危第 43 号）によること。

- (3) 専用タンク等のマンホールの周囲は、中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14mまでで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲とする。
- (4) 専用タンクへの注入口の周囲は、中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16mまでで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲とする。
- (5) 通気管の周囲は、先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5mまでの範囲（上記「4 地下タンク貯蔵所（2）通気管」参照）とする。

【給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲（平面図）】



- (6) ポンプ室は室内のすべてを 2 種場所とする。
- (7) 混合燃料油調合器の危険場所の範囲は、次の例による。



(8) オートリフト室の危険場所の範囲は、次の例による。ただし、3面以上が開放されている室を除く。

